

令和元年 8 月 3 0 日成田市規則第 1 6 号

成田市子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「令」という。）に基づき、子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育てのための施設等利用給付 法第 3 0 条の 2 に規定する子育てのための施設等利用給付をいう。
- (2) 施設等利用給付認定 法第 3 0 条の 5 第 2 項に規定する施設等利用給付認定をいう。
- (3) 施設等利用給付認定の有効期間 法第 3 0 条の 6 に規定する施設等利用給付認定の有効期間をいう。

(保育の必要性の基準)

第 3 条 令第 1 条の 5 第 1 号の市町村が定める時間及び同条第 1 0 号の市町村が認める事由は、成田市子どものための教育・保育給付に係る認定等に関する規則（平成 2 6 年規則第 4 6 号）第 3 条に定めるとおりとする。

(施設等利用給付認定の申請)

第 4 条 令第 2 8 条の 3 第 1 項の申請書は、子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書（別記第 1 号様式）とする。

(施設等利用給付認定の通知)

第 5 条 法第 3 0 条の 5 第 3 項の規定による通知に係る書面は、子育てのための施設等利用給付に係る認定通知書（別記第 2 号様式）とする。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第 6 条 令第 2 8 条の 5 第 4 号ロの市町村が定める期間は、9 0 日間とする。
2 令第 2 8 条の 5 第 6 号の市町村が定める期間は、小学校就学の始期に達するまでの期間で保育の必要性があると見込まれる期間とする。

(現況届)

第 7 条 令第 2 8 条の 6 第 1 項本文の届書は、子育てのための施設等利用給付に係る認定現況届（別記第 3 号様式）とする。

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請等)

第 8 条 令第 2 8 条の 8 第 1 項の申請書は、子育てのための施設等利用給付に係る認定変更認定申請書（別記第 4 号様式）とする。

2 法第30条の8第3項又は第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知に係る書面は、子育てのための施設等利用給付に係る認定変更認定通知書（別記第5号様式）とする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第9条 令第28条の11の書面は、子育てのための施設等利用給付に係る認定取消通知書（別記第6号様式）とする。

（施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出）

第10条 令第28条の12第1項の届書は、子育てのための施設等利用給付に係る認定申請内容変更届（別記第7号様式）とする。

（利用状況の報告）

第11条 令第28条の14第1項及び第2項本文の書類は、企業主導型保育事業に係る利用状況報告書（別記第8号様式）とする。

（施設等利用費の支給申請）

第12条 令第28条の19第1項の請求書は、子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求書（別記第9号様式）とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

[別記様式 略]